

平成31年環境省告示第5号への適合確認について（チェックリスト）

第1号		施行方法が各基準に適合しているかどうかを確認し、どのようにして当該基準に適合させているかを明記して下さい。
1 土地（次号に定める土地を除く。）の形質の変更の方法は、次のイからハまでのいずれにも該当する方法とすること。		
イ	土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが1m以上であり、かつ、透水係数が毎秒1 μm （ $1 \times 10^{-6}\text{m}$ /秒）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。	
ロ	土地の形質の変更が終了するまでの間、イの構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。	
ハ	最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。	
①	土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。	
②	最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。	
第2号		施行方法が各基準に適合しているかどうかを確認し、どのようにして当該基準に適合させているかを明記して下さい。
2 要措置区域等（区域内の土地の土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する土地の区域又は区域内の土地土壌の第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地の区域に限る。）内の土地の形質の変更の方法は、次のイ又はロのいずれかの方法とすること。		
イ	前号イからハまでのいずれにも該当する方法	
ロ	次の(1)から(3)までのいずれにも該当する方法	
(1)	次の①から④までの措置により地下水位を管理すること。	
①	当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。	
②	①により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排水水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第4条第1項第1号リ(1)に規定する排水水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第4条第1項第1号又(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理施設を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。	
③	当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周縁の土地の地下水位を確認すること。	
④	③の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。	
(2)	次の①及び②の措置により地下水の水質を監視すること。	
①	当該土地の形質の変更の範囲の土地の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、1月に1回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。	
②	①の測定の結果、地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。	
(3)	最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、前号イ及びハのいずれにも該当する方法とすること。	
第3号		施行方法が各基準に適合しているかどうかを確認し、どのようにして当該基準に適合させているかを明記して下さい。
3 前2号の土地の形質の変更を行う場合にあっては、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮水工封じ込めの実施措置（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項第1号に規定する実施措置をいう。）が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を現状に回復する措置が講じられていること。		
第4号		施行方法が各基準に適合しているかどうかを確認し、どのようにして当該基準に適合させているかを明記して下さい。
4 第1号又は第2号の土地の形質の変更を行う場合にあっては、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。		